



## 令和6年4月向け 奈良県

### 臨時的任用職員(児童自立支援専門員)募集案内

奈良県立精華学院(児童自立支援施設)では、令和6年4月から、入所児童の自立及び生活支援に従事する臨時的任用職員(児童自立支援専門員)を募集します。

(ただし、令和6年度の本県における当初歳入歳出予算の成立が前提となります。)

#### 【臨時的任用職員(児童自立支援専門員)のポイント】

1. 任期は最長6ヶ月(勤務実績により再度任用あり)
2. 子育て世代向けの休暇制度を充実(要件あり)
3. 期末手当・退職手当の支給あり(要件あり)

受付期間 令和6年2月26日(月)～3月1日(金) <必着>

※募集に関する問い合わせ及び応募先は、  
奈良県立精華学院

〒630-8411 奈良市高樋町172  
電話 0742-62-9207

選考実施日 令和6年3月6日(水)

#### 1 応募の概要

採用職種 (臨時的任用職員)	勤務地	採用予定 人員	職務内容
児童自立支援専門員	奈良県立精華学院 (奈良市高樋町172)	1名程度	入所児童の自立及び生活支援等に 従事します。

■郵便申請については、3月1日(金)までに到着したものに限り受け付けます。

■受付期間経過後の申込みは、一切受け付けません。

■募集の有無については、奈良県立精華学院のホームページ

(<http://www.pref.nara.jp/11974.htm>) をご確認ください。

■応募者多数の場合、早期に受付を締め切ることがあります。

#### 2 応募資格

奈良県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例103条に規定する児童自立支援員の資格要件を満たす人又は令和6年3月末までに資格要件を満たす見込みの人。

※児童自立支援専門員の任用資格を有する人とは、次の各号のいずれかに該当する人をいいます。(奈良県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例第103条)

一 医師であって、精神保健に関して学識経験を有する者

- 二 社会福祉士の資格を有する者
- 三 児童福祉施設基準第 82 条第 3 号に規定する都道府県知事の指定する児童自立支援専門員を養成する学校その他の 養成施設を卒業した者(学校教育法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。)
- 四 学校教育法の規定による大学(短期大学を除く。以下この号において同じ。)において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科若しくはこれらに相当する課程を修めて卒業した者又は同法の規定による 大学において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第 102 条第 2 項の規定により大学院への入学を認められた者であって、1 年以上児童自立支援事業に従事したもの又は前条第 1 項第 4 号アからウまで(※)に掲げる期間の合計が 2 年以上であるもの
- 五 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であって、1 年以上児童自立支援事業に従事したもの又は前条第 1 項第 4 号アからウまで(※)に掲げる期間の合計が 2 年以上であるもの
- 六 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を 修めて卒業した者であって、1 年以上児童自立支援事業に従事したもの又は前条第 1 項第 4 号アからウまで(※) に掲げる期間の合計が 2 年以上であるもの
- 七 学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第 90 条第 2 項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による 12 年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれ に相当する学校教育を修了した者を含む。)又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、3 年以上児童自立支援事業に従事したもの又は前条第 1 項第 4 号アからウまで(※)に掲げる期間の合計が 5 年以上であるもの
- 八 教育職員免許法に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の教諭の免許状を有する 者であって、1 年以上児童自立支援事業に従事したもの又は 2 年以上教員としてその職務に従事したもの
  - (※) ア 児童福祉司となる資格を有する者にあつては、児童福祉事業(国、都道府県、指定都市又は児童相談所設置 市の内部組織における児童福祉に関する事務を含む。)に従事した期間
  - イ 社会福祉主事となる資格を有する者にあつては、社会福祉事業に従事した期間
  - ウ 社会福祉施設の職員として勤務した期間(ア又はイに掲げる期間に該当する期間を除く。

地方公務員法第 16 条各号のいずれかに該当する者は、応募できません。

- ・ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ・ 奈良県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者

- ・日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

### 3 任用根拠及び職務内容

地方公務員法第22条の3に規定する臨時的任用職員として、奈良県立精華学院において入所児童の自立及び生活支援業務に従事していただきます。

### 4 任期

原則として令和6年4月1日から令和6年9月30日まで

※採用後、原則として1月間は条件付採用期間です。

※任期満了後については、勤務成績が良好で一定条件を満たした場合、再度任用される場合があります。更新より最長で採用年度の3月31日まで

### 5 勤務条件等

勤務場所	奈良県立精華学院
勤務時間	原則 8時15分～17時の7時間45分（休憩時間60分） （変則勤務あり）
超過勤務	原則なし （ただし、臨時又は緊急の場合は超過勤務を命じることがあります）
休日	原則 土曜日、日曜日、祝日、12/29～翌年1/3 （変則勤務あり）
給与	給料月額181,400～285,100円 （上記の他、地域手当、通勤手当、扶養手当、住居手当等の支給あり）
社会保険	<ul style="list-style-type: none"> <li>・健康保険、厚生年金保険 （地方職員共済組合に加入し、健康保険及び厚生年金保険は適用除外となります。）</li> <li>・雇用保険 （一定条件下で6ヶ月以上勤務した場合、職員の退職手当に関する条例が適用され、雇用保険は適用除外となります。）</li> <li>・災害補償 （地方公務員災害補償基金により補償されます。）</li> </ul>
服務規律	<p>臨時的任用職員は一般職の地方公務員であることから、地方公務員法にある以下の規定が適用されます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・全体の奉仕者として公共の利益のために勤務する義務</li> <li>・法令等及び上司の職務上の命令に従う義務</li> <li>・信用失墜行為の禁止</li> <li>・秘密を守る義務</li> <li>・職務に専念する義務</li> <li>・政治的行為の制限</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 争議行為等の禁止</li> <li>・ 営利企業等の従事制限</li> </ul>
--	--

## 6 選考方法

応募者に対して面接審査を行います。採用は、一定の基準点を満たした応募者を合格者とし、仕事の内容等を勘案の上、採用します。

また、合格者は、原則として令和6年4月1日付で採用します。(4月2日以降に任用の必要が生じた場合は、適宜公募を行い、面接等によって採用を行います。)

## 7 面接日時・場所・選考内容

日 時	令和6年3月6日(水) 予定 ※面接時間については、3月4日(月)を目処に電話にて通知します。
場 所	奈良県立精華学院 奈良市高樋町 172
選考内容	書類選考、面接

## 8 応募手続

### (1) 申込方法

「令和6年度奈良県臨時的任用職員(児童自立支援専門員)応募申込書(兼履歴書)」を奈良県立精華学院まで直接持参又は書留など確実な方法で郵送してください。

※郵送の場合は、封筒の表に必ず「奈良県臨時的任用職員選考<児童自立支援専門員>応募」と朱書きしてください。

※身体に障がいがある場合など、面接会場において配慮を必要とする場合は、申込みの際に奈良県立精華学院までご連絡ください。

### (2) 合格発表

受験者全員に合否通知を郵送します。

### (3) 注意事項

(ア) 提出書類の記載事項に不正があると選考が無効となる場合があります。

(イ) 応募者に係る個人情報については適切に管理し、本件以外には一切使用しません。

なお、応募書類は返却しません。当方の責任にて処分します。




資格・免許 (取得年も併せて記載してください)

年	月		
			通勤可能時間
			約 時間 分

志望の動機・特技・趣味・アピールポイントなど

私は、次の各号のいずれにも該当していません。

また、申込書に記載した内容は全て事実と相違ありません。

- 1 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- 2 奈良県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- 3 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

令和 年 月 日 氏 名 (自署)

☆応募申込書記入要領を参考にして、黒のインク又はボールペンで記入してください。

## 応募申込書記入要領

- 1 すべての欄に、正しく記入してください。記載事項に不正があると、採用される資格を失うことがあります。
- 2 黒のインク又はボールペンでもれなく記入してください。数字は算用数字を用い、ふりがなはひらがなで記入してください。
- 3 勤務先欄には、現在就労している勤務先を記入してください。現在就労していない場合は記入する必要はありません。
- 4 学歴欄の学校名は最終学校とその前2つを、学部・学科は専攻科まで詳細に記入してください。また、学位がある場合には、その学位と学位論文名を併せて記入してください。

(記入例)

平成15	3	〇〇県立〇〇高等学校 卒業
平成19	3	□□大学□□学部□□学科 卒業
平成21	3	△△大学大学院△△専攻科 修了

- 5 職歴欄は、今までのいっさいの職歴（自営業は含み、短期のアルバイトは除く。）について職歴順に職務内容や退職理由を含めて詳細に記入してください。また、欄が不足する場合は、別紙（様式任意）を添付してください。

(記入例)

平成21	4	〇〇株式会社 入社 庶務及び経理業務・電話対応業務等に従事
平成25	3	出産のため退職
平成27	4	△△市役所△△課 臨時職員 窓口業務に従事
平成29	9	一身上の都合により退職
平成30	1	□□クリニック 受付業務に従事
平成30	9	会社都合により退職
平成31	4	◇◇株式会社 入社 営業支援事務に従事
		現在に至る

- 6 記入不足がある場合は、受付をしない場合があります。（郵送の場合は返送します。したがって、そのために、申込締切日に間に合わなくても当方では責任を負いかねます。）
- 7 志望の動機・特技・趣味・アピールポイントなど、様式内で書き切れない場合は別紙作成のうえ、ご提出してください。（様式任意）